

生駒市条例第32号

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月16日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（駐車料金の徴収）

第9条 前条第1項の駐車料金は、自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用の便に資する措置としての市長の認証を受けた駐車場の利用については、規則で定める者から当該利用後において規則で定める時期に駐車料金を徴収する。

3 回数券及び定期券に係る駐車料金は、その交付の際に徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。